



かながわブランド 生産支援事業費補助金のご案内

かながわブランド登録の申請拡充と、かながわブランド登録品の生産力向上を目的とした補助金です。
かながわブランド登録品（新規登録予定のものも含む）の**生産力向上のため**、栽培・生産、集出荷及び調製作業等に用いる**機器・設備導入について補助**します。

補助率	3 / 10 以内 （補助金の上限額 200 万円）
補助対象者	①現在かながわブランド登録されている品目の生産力向上に取り組む生産者団体等 ②今後かながわブランドに登録予定の品目の生産者団体等（かながわブランド振興協議会に「登録申請書」を提出していること）

- ※1 一つの事業で複数の機器・設備を導入可能（同一機器の複数購入を含む。）。
ただし、かながわブランド1登録品あたり補助を受けられるのは1回限りです。
※2 取得価格が税抜30万円以上のものに限りです。
※3 原則、新品としますが、残存年数が2年以上の中古機器・設備も対象です。

<補助対象の例>

かながわブランド登録品の生産・出荷・加工・保管等に使用し、
生産量や年間販売額の増加につながるもの。
導入したい機器等ありましたら、**幅広くご相談ください。**
ただし、単純な更新や他事業にも使用できる汎用性の高いものは対象外です。

トラクター（アタッチメント含む）、収穫機、選別機、乾燥機、保冷库、
漁網巻上げ機、漁網、梱包機、凍結機、加工調理器 等



＜事業の流れ＞

事業計画書の 作成・提出	県HP「かながわブランドで地産地消！」でご案内しています。 要綱要領及びQ & Aをご確認いただき、 様式により事業計画書及び見積書等をご提出ください。 目標年度（令和10年度）までに達成する目標（成果目標） として、生産量の10%以上増加もしくは 年間販売額の10%以上増加を設定してください。 二次募集：令和8年9月24日（木）まで 三次募集：令和8年10月20日（火）まで 四次募集：令和8年11月20日（金）まで ※補助金が予算額に達した場合は、それ以降の募集は 実施しません。また、3月上旬に事業完了できるよう、 納期等にご注意ください。 
事業計画の 審査・承認	事業内容を審査します。ポイント合計が上位の順に 事業を採択・承認し、お知らせします。
交付申請	様式により交付申請書をご提出ください。
交付決定	交付決定後、事業に着手できます。 交付決定前は、事業の着手（発注や契約、購入等）は原則 できません。ただし、事業計画の承認後、補助金交付決定前 事業着手届を提出いただくことで、交付決定前に事業に着手す ることが可能です。事前にご相談ください。
事業の実施	遅くとも3月上旬には事業（業者への代金の支払いを含む）を 完了してください。 領収書等、実績報告に必要な書類を保管してください。
事業遂行状況報告	12月31日時点で事業が完了していない場合は、様式により 報告書をご提出いただきます。
実績報告	事業完了から30日以内もしくは3月10日のいずれか早い日まで に、様式により実績報告書をご提出ください。
補助金支払	補助金額の確定後、県から補助金を支払います。
目標達成状況報告	事業実施年度の翌年度から2年間の目標達成状況について、 様式により毎年報告が必要です。

＜提出先・問合せ先＞

神奈川県環境農政局農水産部農政課ブランド推進グループ
E-mail：kanagawabrand.87ev@pref.kanagwa.lg.jp
TEL：045-210-4441

まずはお気軽にご相談ください！！